

# 魅力ある商店づくりに助成します！

## ◆まちなか商店リニューアル助成事業

### 【事業概要】

魅力ある商店づくりを支援するため、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を助成します。

### 【対象者】

高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のいずれかに該当する人

- ① 店舗等を自ら営業している人。
- ② 店舗等を借りて営業している人。
- ③ 店舗等を借りて営業を開始しようとしている人。
- ④ 店舗等を所有している人。
- ⑤ 市内に法人開設届けを出しているチェーン店かフランチャイズ店。

※暴力団排除条例に該当するものや食品衛生法などの各種法令に違反するもの、市税に滞納があるものは、条件を満たしていても助成を受けられません。

### 【対象業種】

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など。ただし、次の①～③のいずれかに該当するものは助成を受けられません。

- ① 床面積の合計が1,000㎡を超える店舗。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)で定められた営業のうち、営業許可を受けていないか、床面積の合計が100㎡を超える店舗。
- ③ 風営法第2条第5項で定める「性風俗関連特殊営業」を営む店舗。

### 【対象となる工事等】

店舗等を改装する工事は、20万円以上、店舗等で専ら使用する備品の購入は、1品1万円以上で合計10万円以上(金額は消費税を含まない)。ただし、工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります。

※市内の業者とは、市内の住所単独表記で見積書、領収書を発行できる業者です。

### 【助成金額】

費用の2分の1を助成、最大100万円。利用は1店につき2回まで。ただし、一年度当たり申請できるのは1回限りとします。

### 【助成を受けるには事前申請が必要です】

市から交付の決定を受ける前に、工事をしたり備品を購入した場合は、助成の対象になりません。必ず事前に申請してください。